



一 陥率とすることがができる。

二 百人以上の労働者を使用する事業

二 二十人以上百人未満の労働者を使用する事業であつて、当該労働者の数に当該事業と同種の事業に係る前項の規定による労災保険率から非業務災害率を減じた率を乗じて得た数が厚生労働省令で定める数以上であるもの

三 前二号に掲げる事業のほか、厚生労働省令で定める規模の事業

雇用保険率は、千分の十五・五とする。ただし、次の各号（第三号を除く。）に掲げる事業（第一号及び第二号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することの

該会計年度における失業等給付額等から教育訓練給付額及び雇用継続給付額を減じた額の二倍に相当する額を超える、又は当該失業等給付額等から教育訓練給付額及び雇用継続給付額を減じた額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十一・五から千分の十九・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十三・五から千分の二十一・五まで、同号に掲げ

四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額（以下この項において「失業等給付額等」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額から同法第十条第五項に規定する教育訓練給付の額（以下この項において「教育訓練給付額」という。）及び同条第六項に規定する雇用継続給付の額（以下この項において「雇用継続給付額」という。）を減じた額が、当該会計年度における失業等給付額等から教育訓

厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額及び雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項の規定による国庫の負担額（同条第一項第四号の規定による国庫の負担額を除く。）、同条第六項の規定による国庫の負担額（同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。）並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額及びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講料給付金の支給の額について合十項（以下「この項」とおいて

五四 溶接の製造の事業  
前各号に掲げるもののほか、雇用保険法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保險者の雇用の状況等を考慮して政令で定める事業

三 養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業  
　　土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業

四 清酒の製造の事業

五 前各号に掲げるもののほか、雇用保険法第

ない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。)については千分の十七・五とし、第三号に掲げる事業については千分の十八・五とする。

一 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培、  
栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の  
事業

二 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは  
養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業

る事業については千分の十四・五から千分の二十二・五まで）の範囲内において変更することができる。

り変更された率から千分の〇・五の率を控除した率に変更することができる。

率を控除した率に変更するものとする。  
9 前項の場合において、厚生労働大臣は、雇用  
安定資金の状況に鑑み、必要があると認めるとき  
は、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を同項の規定によ

厚生労働大臣は、毎会計年度において二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業（同法第六十三条に規定するものに限る。）に要する費用に充てられた額（予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至った場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の

保有しつつ、雇用保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるよう、配慮するものとする。

雇用及び失業の状況その他の事情を考慮し、雇用保険の事業に係る失業等給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金を

分の四・五の率)を雇用保険率で除して得た率をいう。(第三十一条第一項において同じ。)を乗じて得た額(第八項において「二事業費充当徴収保険料額」という。)の合計額を減じた額並びに印紙保険料の額の総額の合計額をいう。

厚生労働大臣は、第五項の規定により雇用保険率を変更するに当たつては、雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者(第三十一条及び第三十二条において「被保険者」という。)の

保険業給付率（千分の四の率を雇用保険率で除して得た率をいう。）を乗じて得た額及び当該一般保険料徴収額に二事業率（千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千

る事業については千分の十四・五から千分の二十二・五まで)の範囲内において変更することができる。

前項の「徴収保険料額」とは、第一項第一号の事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率に応ずる部分の額の総額と同項第三号の事業に係る一般保険料の額の総額とを合計した額(以下この項及び第八項において「一般保険料徴収額」という)から当該一般保険料徴収額に育児手当割合(三分の四の三又は四分の三)を減額して算出した額である。

(第一種特別加入保険料の額)  
**第十三条** 第一種特別加入保険  
險法第三十四条第一項の規定  
受けることができることとさ  
項第三号の給付基礎日額その

第十二条の二 前条第三項の場合、労働省令で定める数以下の労業主が、連續する三保険年度に於てその事業に使全又は衛生を確保するための令で定めるものを講じたとき置が講じられた保険年度のいの次の保険年度の初日から六事業に係る労災保険率につき用を受けようとする旨その他める事項を記載した申告書をは、当該連続する三保険年度度の次の次の保険年度の同項にては、同項中「百分の四「百分の四十五」として、同

は「千分の二・五」と、「千  
分の三・五」とす  
る（労災保険率の特例）。

り雇用保険率が変更されて、第五項中「千分の十一・五まで」とあるのは「千分の十八・五まで」と、「千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の二十二・五から千分の十三・五から千分の十四・五から千分の二十一・五まで」とし、第六項中「千分の

し、第六項中「千分の三分の三」と、「千分の四・五分の四」とする。

り変更された率から千分の〇一率に変更することができる。  
第八項の規定により雇用保  
いる場合においては、第五項  
五から千分の十九・五まで  
の十一から千分の十九まで  
三・五から千分の二十一・五  
千分の十三から千分の二十一  
の十四・五から千分の二十二  
のは「千分の十四から千分の

科の額は、労災保

「力の四・五」とある。

五から千分の十  
分の十・五から  
千分の十三・五から  
千分の十四とある  
のは「千分の十  
で」と、「千分の  
五まで」とあるの  
が二十一・五ま  
三・五とあるの

第九項の規定によるとあるのは「千

・五の率を控除し  
誤険率が変更されて  
中「千分の十一・  
とあるのは「千分  
と、「千分の十  
まで」とあるのは  
まで」と、「千分  
まで」とある  
「二十二」まで」と





4 第十七条第二項の規定は、前項の規定により

差額を徴収する場合について準用する。

(追徴金)

第二十一条 政府は、事業主が第十九条第五項の

規定による労働保険料又はその不足額を納付し

なければならぬ場合には、その納付すべき額

(その額に千円未満の端数があるときは、その

端数は、切り捨てる。)に百分の十を乗じて得

た額の追徴金を徴収する。ただし、事業主が天

災その他やむを得ない理由により、同項の規定

による労働保険料又はその不足額を納付しなけ

ればならなくなつた場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する労

働保険料又はその不足額が千円未満であるとき

は、同項の規定による追徴金を徴収しない。

3 第十七条第二項の規定は、第一項の規定によ

り追徴金を徴収する場合について準用する。

(口座振替による納付等)

第二十一条の二 政府は、事業主から、預金又は

貯金の払出しとその払い出した金錢による印紙

保険料以外の労働保険料(以下この条において

単に「労働保険料」という。)の納付(厚生労

働省令で定めるものに限る。)をその預金口座

又は貯金口座のある金融機関に委託して行うこ

とを希望する旨の申出があつた場合には、その

納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認

することが労働保険料の徴収上有利と認められ

るとき限り、その申出を承認することができ

る。

2 前項の承認を受けた事業主に係る労働保険料

のうち、この章の規定によりその納付に際し添

えることとされている申告書の提出期限とその

納期限とが同時に到来するものが厚生労働省令

で定める日までに納付された場合には、その納

付の日が納期限後であるときにおいて、その

納付は、納期限においてされたものとみなさ

て、第二十七条及び第二十八条の規定を適用す

る。

(印紙保険料の額)

第二十二条 印紙保険料の額は、雇用保険法第四

十三条第一項に規定する日雇労働被保険者(以

下「日雇労働被保険者」という。)一人につき、

一日当たり、次に掲げる額とする。

一 賃金の日額が一万三千三百円以上の者につい

ては、百七十六円

二 賃金の日額が八千二百円以上一万三千三百円

未満の者については、百四十六円

三 賃金の日額が八千二百円未満の者について

は、九十六円

4 第十七条第二項の規定は、前項の規定により

差額を徴収する場合について準用する。

(追徴金)

第二十一条 政府は、事業主が第十九条第五項の

規定による労働保険料又はその不足額を納付し

なければならぬ場合には、その納付すべき額

(その額に千円未満の端数があるときは、その

端数は、切り捨てる。)に百分の十を乗じて得

た額の追徴金を徴収する。ただし、事業主が天

災その他やむを得ない理由により、同項の規定

による労働保険料又はその不足額を納付しなけ

ればならなくなつた場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する労

働保険料又はその不足額が千円未満であるとき

は、同項の規定による追徴金を徴収しない。

3 第十七条第二項の規定は、第一項の規定によ

り追徴金を徴収する場合について準用する。

(口座振替による納付等)

第二十一条の二 政府は、事業主から、預金又は

貯金の払出しとその払い出した金錢による印紙

保険料以外の労働保険料(以下この条において

単に「労働保険料」という。)の納付(厚生労

働省令で定めるものに限る。)をその預金口座

又は貯金口座のある金融機関に委託して行うこ

とを希望する旨の申出があつた場合には、その

納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認

することが労働保険料の徴収上有利と認められ

るとき限り、その申出を承認することができ

る。

(印紙保険料の額)

第二十二条 印紙保険料の額は、雇用保険法第四

十三条第一項に規定する日雇労働被保険者(以

下「日雇労働被保険者」という。)一人につき、

一日当たり、次に掲げる額とする。

(印紙保険料の額)

額及び第三級保険料日額を変更する手続を執らなければならぬ。この場合において、同項の規定による変更のあつた日から一年以内に、その変更に関する議決がなかつたときは、同項の規定によつて変更された第一級保険料の印紙保険料の額(その額がこの項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下「第一級保険料日額」という。)、前項第二号の印紙保険料の額(その額がこの項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下「第二級保険料日額」という。)及び前項第三号の印紙保険料の額(その額がこの項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下「第三級保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更された額。以下「第二級保険料日額」という。)及び前項第三号の印紙保険料の額(その額がこの項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下「第三級保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

2 厚生労働大臣は、第十二条第五項の規定により雇用保険率を変更した場合には、前項第一号の印紙保険料の額(その額がこの項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下「第一級保険料日額」という。)、前項第二号の印紙保険料の額(その額がこの項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下「第二級保険料日額」という。)及び前項第三号の印紙保険料の額(その額がこの項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下「第三級保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更された額。以下「第二級保険料日額」という。)及び前項第三号の印紙保険料の額(その額がこの項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下「第三級保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

3 前項の場合において、第一級保険料日額、第二級保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額(以下「労働保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

4 第二级保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額(以下「労働保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

5 第二级保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額(以下「労働保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

6 第二级保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額(以下「労働保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

7 第二级保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額(以下「労働保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

8 第二级保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額(以下「労働保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

9 第二级保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額(以下「労働保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

10 第二级保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額(以下「労働保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

11 第二级保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額(以下「労働保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

12 第二级保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額(以下「労働保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

13 第二级保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額(以下「労働保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

14 第二级保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額(以下「労働保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

15 第二级保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額(以下「労働保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

16 第二级保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額(以下「労働保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

17 第二级保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額(以下「労働保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

18 第二级保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額(以下「労働保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

19 第二级保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額(以下「労働保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

20 第二级保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額(以下「労働保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

21 第二级保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額(以下「労働保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

22 第二级保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額(以下「労働保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

23 第二级保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額(以下「労働保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

24 第二级保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額(以下「労働保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

25 第二级保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額(以下「労働保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

26 第二级保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額(以下「労働保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

27 第二级保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額(以下「労働保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

28 第二级保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額(以下「労働保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

29 第二级保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額(以下「労働保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

30 第二级保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額(以下「労働保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

31 第二级保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額(以下「労働保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

32 第二级保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額(以下「労働保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

33 第二级保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額(以下「労働保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

34 第二级保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額(以下「労働保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

35 第二级保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額(以下「労働保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

36 第二级保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額(以下「労働保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

37 第二级保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額(以下「労働保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

38 第二级保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額(以下「労働保険料日額」という。)を、次項に定めるところに変更するものとする。

6 事業主は、日雇労働被保険者を使用する場合には、その者の日雇労働被保険者手帳を提出せなければならない。その提出を受けた日雇労働被保険者手帳は、その者から請求があつたときは、これを返還しなければならない。

(帳簿の調製及び報告)

第二十四条 事業主は、日雇労働被保険者を使用する場合には、厚生労働省令で定めるところに記載した帳簿を備え、翌月末日までに当該納付状況を政府に報告しなければならない。

(印紙保険料の納付)

第二十五条 事業主が印紙保険料の納付を怠つた場合は、政府は、その納付すべき印紙保険料の額を決定し、これを事業主に通知する。

(印紙保険料の決定及び追徴金)

第二十六条 雇用保険法第二十二条第五項に規定する者(以下この項において「特例対象者」という。)を雇用していた事業主が、第四条の規定による雇用保険に係る保険関係が成立していることをかわらざず、第四条の二第一項の規定に定めに雇用保険に係る保険関係が成立していないにもかかわらず、第四条の二第一項の規定による届出をしていなかつた場合には、当該事業主(当該事業主の事業を承継する者を含む。以下この条において「対象事業主」という。)は、特例納付保険料として、対象事業主が第十五条第一項の規定による納付する義務を履行していない一般保険料(同法第十四条第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める日から当該特例対象者の離職の日までの期間に係るものであつて、その徴収する権利が時効によつて消滅しているものに限る。)の額(雇用保険率に応じない一般保険料(同法第十四条第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める日から当該特例対象者に係る額に相当する額として厚生労働省令で定める部分の額に限る。)のうち当該特例対象者に係る額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に厚生労働省令で定めた額を加算した額を納付することができる。

第三項の規定による印紙保険料の納付の方法について必要な事項は、厚生労働省令で定められた。前項の場合には、厚生労働大臣は、次の国会において、第一級保険料日額、第二級保険料日額を変更する。前項の場合は、厚生労働大臣は、次の国会において、第一級保険料日額及び第三級保険料日額を変更する。

- 2 厚生労働大臣は、対象事業主に対して、特例納付保険料の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行なうことができない場合は、この限りでない。

3 対象事業主は、前項の規定により勧奨を受けた場合においては、特例納付保険料を納付する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、書面により申し出ることができる。

4 政府は、前項の規定による申出を受けた場合には、特例納付保険料の額を決定し、厚生労働省令で定めるところにより、期限を指定して、これを対象事業主に通知するものとする。

5 対象事業主は、第三項の規定による申出を行つた場合には、前項の期限までに、厚生労働省令で定めるところにより、同項に規定する特例納付保険料を納付しなければならない。  
(督促及び滞納処分)

**第二十七条** 労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しない者があるときは、政府は、期限を指定して督促しなければならない。

1 前項の規定によつて督促するときは、政府は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

2 第一項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに、労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、国税滞納処分の例によつて、これを処分する。  
(延滞金)

**第二十八条** 政府は、前条第一項の規定により労働保険料の納付を督促したときは、労働保険料の額に、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から二月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、労働保険料の額が千円未満であるときは、延滞金を徴収しない。

1 前項の場合において、労働保険料の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる労働保険料の額は、その納付のあつた労働保険料の額を控除した額とする。

2 延滞金の計算において、前二項の労働保険料の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

る被保険者の負担すべき額を控除した額を負担するものとする。

り、若しくはその処理が著しく不当であると認めるときは、第二項の認可を取り消すことができる。

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 4 | 5 | 前三項の規定によつて計算した延滞金の額を一切り捨てる。   |
| 3 | 2 | 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。  |
| 2 | 1 | 一 督促状に指定した期限までに労働保険料その他この法律の規定による徴収金を完納したとき。<br>二 納付義務者の住所又は居所がわからなかったため、公示送達の方法によつて督促したとき。<br>三 延滞金の額が百円未満であるとき。<br>四 労働保険料について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。<br>五 労働保険料を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。  |
| 1 | 3 | (先取特権の順位)<br><b>第三十条</b> 労働保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。   |
| 1 | 2 | <b>第二十九条</b> 労働保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとす。  |
| 1 | 1 | (徴収金の徴収手続)<br><b>第三十一条</b> 次の各号に掲げる被保険者は、当該各号に掲げる額を負担するものとする。<br>一 第十二条第一項第一号の事業に係る被保険者<br>二 イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額の二分の一の額<br>イ 当該事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率に応ずる部分の額<br>ロ イの額に相当する額に二事業率を乗じて得た額  |
| 2 | 3 | <b>第三十二条</b> 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、前条第一項又は第二項の規定による被保険者の負担すべき額に相当する額を当該被保険者に支払う賃金から控除することができる。この場合において、事業主は、労働保険料控除に関する計算書を作成し、その控除額を当該被保険者に知らせなければならない。  |
| 2 | 2 | <b>第八条第一項又は第二項の規定により事業主とされる元請負人は、前条第一項の規定によるその使用する労働者以外の被保険者の負担すべき額に相当する額の賃金からの控除を、当該被保険者を使用する下請負人に委託することができる。</b>  |
| 2 | 1 | <b>第四章 労働保険事務組合</b><br><b>第三十三条</b> 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八百八十一号)第三条の事業協同組合又は協同組合連合会その他の事業主の団体又はその連合団体(法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。以下同じ。)は、団体の構成員又は連合団体を構成する団体の構成員である事業主その他厚生労働省令で定める事業主(厚生労働省令で定める数を超える数の労働者を使用する事業主を除く。)の委託を受けて、この章の定めるところにより、これらの者が行うべき労働保険料の納付その他の労働保険に関する事項(印紙保険料に関する事項を除く。以下「労働保険事務」という。)を処理することができる。 |
| 1 | 3 | 事業主の団体又はその連合団体は、前項に規定する業務を行なおうとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。<br>前項の認可を受けた事業主の団体又はその連合団体(以下「労働保険事務組合」という。)は、第一項に規定する業務を廃止しようとするときは、六十日前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。  |
| 1 | 2 | 事業主の団体又はその連合団体は、前項に規定する業務を行なおうとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。  |
| 1 | 1 | イ 当該事業に係る一般保険料の額の二分の一の額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)を負担する。<br>ロ イの額に相当する額に二事業率を乗じて得た額  |
| 0 | 3 | 日雇労働被保険者は、前項の規定によるその負担すべき額のほか、印紙保険料の額の二分の一の額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)を負担する。  |
| 0 | 2 | 事業主は、当該事業に係る労働保険料の額のうち当該労働保険料の額から前二項の規定によ   |
| 0 | 1 | (賃金からの控除)<br>る被保険者の負担すべき額を控除した額を負担するものとする。  |

り、若しくはその処理が著しく不当であると認めるときは、第二項の認可を取り消すことができる。

- (労働保険事務組合に対する通知等)

**第三十四条** 政府は、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託した事業主に対してもべき労働保険関係法令の規定による労働保険料の納入の告知その他の通知及び還付金の還付については、これを労働保険事務組合に対してすることができる。この場合において、労働保険事務組合に対してした労働保険料の納入の告知その他の通知及び還付金の還付は、当該事業主に対してしたものとみなす。

(労働保険事務組合の責任等)

**第三十五条** 第三十三条第一項の委託に基づき、事業主が労働保険関係法令の規定による労働保険料その他の徴収金の納付のため、金銭を労働保険事務組合に交付したときは、その金額の限度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとする。

2 労働保険関係法令の規定により政府が追徴金又は延滞金を徴収する場合において、その徴収について労働保険事務組合の責めに帰すべき理由があるときは、その限度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとする。

3 政府は、前二項の規定により労働保険事務組合が納付すべき徴収金については、当該労働保険事務組合に対して第二十七条第三項(労災保険法第十二条の三第三項及び第三十一条第四項並びに雇用保険法第十条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該事業主から徴収することができることなる。

4 労働保険事務組合は、厚生労働省令で定めるところにより、その処理する労働保険事務に関する事項を記載した帳簿を事務所に備えておかなければならぬ。(帳簿の備付け)

**第三十六条** 労働保険事務組合は、厚生労働省令三第二項の規定及び雇用保険法第十条の四第二項の規定の適用については、事業主とみなす。

**第五章 行政手続法との関係**

**第三十七条** この法律(第三十三条第二項及び第四項を除く。)の規定による处分については、(行政手続法の適用除外)

**第三十八条 削除****第六章 雜則**

(適用の特例)

**第三十九条** 都道府県及び市町村の行う事業その他の厚生労働省令で定める事業については、当該事業を労災保険に係る保険関係及び雇用保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなしてこの法律を適用する。

2 国の行なう事業及び前項に規定する事業については、労働者の範囲（同項に規定する事業のうち厚生労働省令で定める事業については、労働者の範囲及び一般保険料の納付）に關し、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

**第四十条 削除**  
(時効)  
**第四十一条** 労働保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、これらを行使することができる時から二年を経過したときは、時効によって消滅する。  
2 政府が行う労働保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知又は督促は、時効の更新の効力を生ずる。  
(報告等)

**第四十二条** 行政庁は、厚生労働省令で定めるとこにより、保険関係が成立し、若しくは成立していいた事業の事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体に対し、この法律の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。  
(立入検査)

**第四十三条** 行政庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、保険関係が成立し、若しくは成立していいた事業の事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類（その作成、備付け又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう）の作成、備付け又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(資料の提供)

**第四十三条の二** 行政庁は、保険関係の成立又は労働保険料に關し必要があると認めるときは、官公署に対し、法人の事業所の名称、所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

(経過措置の命令への委任)

**第四十四条** この法律に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

**第四十五条** この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

**第四十五条の二** この法律に定める命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合においても、同様とする。

(権限の委任)

**第四十六条** 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。労災保険法第三十五条第一項に規定する団体が第五号又は第六号に該当する場合におけるその違反行為をした当該団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。

**第四十七条** 勞働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第四十八条** 法人（法人でない労働保険事務組合及び労災保険法第三十五条第一項に規定する団体を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない労働保険事務組合又は労災保険法第三十五条第一項に規定する団体を处罚する場合においては、その代表者が訴訟行為につきその労働保険事務組合又は団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

**第七章 罰則**

**第四十九条** 附則第二条第一項又は第四項の規定により雇用保険に係る保険関係が成立している事業の事業主については、第五条の規定によるほか、その者が当該保険関係の消滅の申請をし、厚生労働大臣の認可があつた日の翌日に、その事業が開始されたものとみなす。

**第五十条** 雇用保険暫定任意適用事業に該当する事業が雇用保険暫定任意適用事業に該当するに至つたときは、その翌日に、その事業につき第一項の認可があつたものとみなす。

**第五十一条** 雇用保険暫定任意適用事業に該当するに至つた場合における第四条の規定の適用については、その該当するに至つた日に、その事業が開始されたものとみなす。

**第五十二条** 第二十三条第二項の規定に違反して雇用保険印紙をはらず、又は消印しなかつた場合

**第五十三条** 第二十四条の規定に違反して帳簿を備えて、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

**第五十四条** 第四十二条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

**第五十五条** 第四十三条第一項の規定による当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答

弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

**第五十六条** 勞働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第五十七条** 勞働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第五十八条** 勞働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第五十九条** 勞働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第六十条** 勞働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第六十一条** 勞働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第六十二条** 勞働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第六十三条** 勞働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第六十四条** 勞働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第六十五条** 勞働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第六十六条** 勞働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第六十七条** 勞働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第六十八条** 勞働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第六十九条** 勞働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第七十条** 勞働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第七十一条** 勞働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第七十二条** 勞働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第七十三条** 勞働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第七十四条** 勞働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第七十五条** 勞働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第七十六条** 勞働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第七十七条** 勞働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第七十八条** 勞働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第七十九条** 勞働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第八十条** 勞働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第八十一条** 勞働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第八十二条** 勞働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第八十三条** 勞働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第八十四条** 勞働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第八十五条** 勞働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第八十六条** 勞働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第八十七条** 勞働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の申請は、その事業に使用される労働者の二分の一以上の同意を得なければ行うことができない。

**第八十八条** 第二十三条第二項の規定に違反して雇用保険印紙をはらず、又は消印しなかつた場合

**第八十九条** 第二十四条の規定に違反して帳簿を備えて、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

**第九十条** 第四十二条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

**第九十一条** 第四十三条第一項の規定による当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答

弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

**第九十二条** 第四十四条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

**第九十三条** 第四十五条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

**第九十四条** 第四十六条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

**第九十五条** 第四十七条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

**第九十六条** 第四十八条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

**第九十七条** 第四十九条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

**第九十八条** 第五十条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

**第九十九条** 第五十二条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

**第一百条** 第五十四条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

**第一百零一条** 第五十六条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

**第一百零二条** 第五十八条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

**第一百零三条** 第六十条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

**第一百零四条** 第六十二条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

**第一百零五条** 第六十四条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

**第一百零六条** 第六十六条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

**第一百零七条** 第六十八条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

**第一百零八条** 第七十条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

**第一百零九条** 第七十一条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

**第一百一十条** 第七十二条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

**第一百一一条** 第七十三条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

**第一百一十二条** 第七十四条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

**第一百一十三条** 第七十五条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

**第一百一十四条** 第七十六条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

**第一百一十五条** 第七十七条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

**第一百一十六条** 第七十八条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

**第一百一十七条** 第七十九条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

**第一百一十八条** 第八十一条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合





昭和五十九年十月 昭和五十九年十一月 昭和六十三年四月一日	納付日数に三乗じて得た日 （印紙保険料の額に関する経過措置） 納付日数に二乗じて得た日 （印紙保険料の額について、なお従前の例による。 （その他の経過措置の政令への委任） この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

昭和五九年五月二二日法律第五 附 則（昭和五九年一二月二五日法律第八 八七号）抄
--

（施行期日）抄
---------

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。（政令への委任）
-------------------------------------

第二十八条 附則第二条から前条までに定めるものは、政令で定める。
----------------------------------

附 則（昭和六一年五月二三日法律第五 九号）抄
----------------------------

（施行期日）抄
---------

第一条 この法律は、昭和六十二年二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
---

第二十九条 昭和六十二年二月一日から始まる事業に関する昭和六十二年四月一日から始まる保険年度（昭和六十二年四月一日から翌年三月三十日まで）をいう。（以下同じ。）以前の各保険年度に係る労災保険率については、なお従前の例による。
--

第三十条 改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する改正規則による届出に相当する第二条の規定による改正規則による届出をしたものを、それぞれ新徴収法第四条の二第一項又は第二項の規定による届出をしたものとみなす。
---

第三十一条 第二条から前条までに定めるものは、政令で定める。
--------------------------------

附 則（平成元年六月二八日法律第三 六号）抄
---------------------------

（施行期日）抄
---------

第一条 この法律は、平成元年十月一日から施行する。ただし、第二条中雇用保険法の目次の改正規定（第六十一条の二）を「第六十二条」に改める部分に限る。）、同法第一条、第三条及び第六十一条の二第一項の改正規定、同法第六十二条を削り、同法第六十一条の二を同法第六十二条とする改正規定、同法第六十五条、第六十六条第三項、第三号及び第五項第一号並びに第六十八条第二項の改正規定、第二条の規定並びに附則第三条、第四条及び第七条から第十二条までの規定は、公布の日から施行する。
--

第三十二条 第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第七項の規定は、平成元年以後の年度において同項における雇用保険率に関する経過措置（雇用保険率に関する経過措置）
--

第三十三条 第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十条の規定は、平成元年四月一日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。
--

第三十四条 第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十一条の規定は、平成五年四月一日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。
---

第三十五条 第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十五条の規定は、平成五年四月一日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。
---

第三十六条 第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十六条の規定は、平成二年八月一日から施行する。
---

附 則（平成二年六月二二日法律第四 〇号）抄
---------------------------

（施行期日）抄
---------

第一条 この法律の規定は、次の各号に定める日から施行する。ただし、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
---

第二条 附則第二条から第六条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
--

附 則（平成五年一月一二日法律第八 九号）抄
---------------------------

（施行期日）抄
---------

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。
--

附 則（平成五年一月一二日法律第八 九号）抄
---------------------------

（施行期日）抄
---------

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
---

第二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。
---

附 則（昭和五九年一二月二五日法律第八 九号）抄
-----------------------------

（施行期日）抄
---------

第一条 この法律は、昭和五十九年一二月二五日法律第八号の施行の日から施行する。
---

附 則（昭和五九年一二月二五日法律第八 九号）抄
-----------------------------

（施行期日）抄
---------







(施行期日) 附 則 (平成二二年三月三一日法律第一五号) 抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法第十条の第四第三項及び第十四条第二項の改正規定並びに同法第二十二条に一項を加える改正規定、第二条の規定(労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十一条の改正規定を除く。)並びに附則第四条の規定、附則第五条の規定(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三十一条第二項ただし書の改正規定を除く。)、附則第六条及び第九条から第十二条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年五月二〇日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法附則第十五条の改正規定及び附則第十条の規定 公布の日

二 第二条及び附則第九条の規定 平成二十四年四月一日

(雇用保険率に関する経過措置)

第九条 第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項の規定は、平成二十四年四月一日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

に施行されるときは、当該法律の規定は、  
年金機構法又は雇用保険法等の一部を改正  
法律によつてまず改正され、次いでこの法  
よつて改正されるものとする。

(施行期日) 附 則 (平成二十三年五月二十日法律第四  
七号) 抄

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条第一項から第四項までの規定、附則第八条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の七十の項の次に一項を加える改正規定並びに附則第九条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二五年六月二六日法律第六  
三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四条の改正規定、第五条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第一百三十九条、第一百四十三条、第一百四十六条及び第一百五十三条の規定 公布の日(罰則に関する経過措置)

第一百五十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第一百五十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月二一日法律第六  
四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十三条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第十六条及び第十九条の規定 公布の日

二 第一条中国民年金法附則第九条の二の五の改正規定、第三条中厚生年金保険法附則第十七条の十四の改正規定、第六条から第十二条

**附 則**（平成二十三年五月一〇日法律第四  
七号）抄  
施行期日  
**第一条** この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条第一項から第四項までの規定、附則第八条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十一の項の次に一項を加える改正規定並びに附則第九条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。  
政令への委任  
**十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(延滞金の割合の特例等に関する経過措置)  
**第十七条** 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める規定に規定する延滞金(第十五号にあつては、加算金。以下この条において同じ。)のうち平成二十七年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお從前の例による。

一から八まで 略

九 第七条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十二条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十一条第八条第一項

(その他の経過措置の政令への委任)

**第十九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

**第五条** 行政庁の处分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の处分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお從前の例による。  
(訴訟に関する経過措置)

**第六条** この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できまいこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。)の訴え提起については、なお從前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政手続の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 二の法律の施行前にこゝに丁為立びて付則

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政手続の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

**第九条** この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、（その他の経過措置の政令への委任）

**第十条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）

**七号** 抄

**附 則（平成一八年三月三一日法律第一二号）**

**第一条** この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の規定並びに附則第十三条、第三十一条及び第三十三条の規定

二 第一条中雇用保険法第六十二条第一項及び第六十三条第一項の改正規定、第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条の第四項、第五項及び第九項の改正規定並びに附則第十四条の規定並びに附則第十一条、第十五条、第二十六条、第二十八条及び第三十一条の規定

三 略

四 第二条中雇用保険法第六十六条第三項第一号イの改正規定、第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条の前の見出しへ削り、同条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同法第十二条第一項及び第六項の改正規定、同法第十二条第一項及び第六項の改正規定、同法第十五条の前の見出しへ削る。



限る)、同法附則第十四条及び第十四条の二を削る改正規定、同法附則第十四条の三第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(「第六十六条第六項」を「第六十六条第五項」に改める部分を除く)、同条を同法附則第十四条とする改正規定、同法附則第十四条の四を削る改正規定並びに同法附則第十五条の改正規定、第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十条の改正規定(「育児休業給付に係る国庫の負担額を除く。」)を削る部分に限る)、同法附則第十条の二及び第十二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く)、第四条の規定並びに第六条中特別会計を削る改正規定並びに第五条並びに附則第六条、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条第二項及び第三十四条の規定公布の日又は令和六年四月一日のいずれか遅い日

二 略  
三 第十二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く)、第四条の規定並びに第六条中特別会計に関する法律第一百一条第二項、第一百五条及び第一百二十三条の七第二項の改正規定、同法附則第二十条の二第一項の改正規定(「第一項第四号」を「第一項第五号」に、「第一項第三号から第五号まで」を「第一項第四号から第六号まで」に改める部分に限る)並びに同条第二項の改正規定(「令和四年度」を「令和五年度」に改める部分、「第六項を」を「第五項を」に改める部分及び「第六条第六項」を「第六十六条第六項」に改める部分を除く)並びに附則第十七条第一項、第三十条、第三十二条及び第三十三条の規定令和七年十月一日

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 令和五年度において第三条の規定(附則第一条第一号に掲げる改正規定に限る)による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第五項に規定する法律附則第十条(同法附則第十条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む)により読み替えて適用される労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下「新徴収法」という)第十二条第四項第一号に規定する失業等の規定(附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く)による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下「新徴収法」という)第十二条第四項第一号に規定する失業等

給付費等充当徴収保険率の変更については、な  
お従前の例による。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一  
部改正に伴う準備行為)

第二十五条 新徴収法第十二条第八項の規定によ  
る同条第四項第二号に規定する育児休業給付費  
充当徴収保険率の変更については、厚生労働大臣は、施行日前においても、同条第八項の規定  
の例により、労働政策審議会の意見を聴くこと  
ができる。

(検討)

以下この条において同じ。の施行前にした行  
為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従  
前の例によることとされる場合におけるこの法  
律の施行後にした行為に対する罰則の適用につ  
いては、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十六条 この附則に定めるもののほか、この  
法律の施行に関し必要な経過措置(罰則につ  
いては、なお従前の例による)は、政令で定める。

2 第二十七条 政府は、育児休業給付の財政状況について不  
断の検証を行い、その状況が安定的に推移して  
いる場合においては、育児休業給付の財政状  
況、国の財政状況等を踏まえ、この法律による  
改正後の育児休業給付の国庫負担その他の事項  
に関する検討を行い、必要があると認めるとき  
は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるもの  
とする。  
(政令への委任)

第三十四条 この附則に定めるもののほか、この  
法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定  
める。

二 附 則 (令和六年六月一二日法律第四十七  
(施行期日) 号)抄

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行  
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該  
各号に定める日から施行する。  
一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正  
規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ど  
も・子育て支援法の一部を改正する法律附則  
第四条第一項の改正規定(施行日から起算  
して五年を経過する日)を「令和十二年三月  
三十一日」に改める部分に限る。並びに附  
則第四十六条の規定この法律の公布の日  
より読み替えて適用する場合を含む)に  
よる改正後の労働保険の保険料の徴収等に關  
する場合に該当することとなつた場合における第三  
条の規定(附則第一条第一号に掲げる改正規定  
を除く)による改正後の労働保険の保険料の  
徴収等に関する法律(以下「新徴収法」とい  
う)第十二条第四項第一号に規定する失業等

三 略  
四 次に掲げる規定 令和七年四月一日  
イから今まで 略  
リ 附則第二十四条、第二十五条、第二十八  
条、第三十条及び第四十四条の規定

第四十五条 この法律(附則第一条第四号から  
第六号までに掲げる規定については、当該規定  
(罰則に関する経過措置)